

第3 環 境

- 1 ごみ処理
- 2 し尿・浄化槽汚泥処理
- 3 産業廃棄物
- 4 環境保全
- 5 循環型社会の推進

1 ごみ処理

(1) 概要

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)を策定し、区域内で発生する一般廃棄物(ごみ)の適正処理に関し、収集運搬、焼却等の中間処理及び最終処分を安定的、継続的に遂行し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。

昭和46年9月に現在の廃棄物処理法が施行された。これを受け本市は、昭和46年10月より普通ごみの収集を無料化し、昭和48年10月からは普通ごみの週2回収集を全市域で実施している。

また本市では、ごみ減量を図るため、様々な対策を講じている。まず、平成9年4月からペットボト

ルの分別収集を開始し、平成10年10月に粗大ごみの収集をそれまでの無料ステーション収集から電話申し込みによる有料の自己搬入と戸別収集に切り替えた。そして平成12年4月からはごみ出しルールの徹底を図ってごみ袋を透明に変更し、平成16年10月からは発泡スチロール・白色トレイと廃食用油、平成20年4月からはペットボトルのキャップの回収を開始した。また、平成26年8月からはボックス回収による小型家電リサイクル事業を開始した。令和4年4月から、プラスチック製容器包装の週1回収集を開始し、発泡スチロール・白色トレイ・ペットボトルのキャップは本収集の対象となる。

このようにごみと資源の分別の徹底を図ることによりリサイクルを促進するとともに、ごみの減量化に努めている。

(2) ごみ量の推移

(単位:t)

区分 年度	市 収 集												民間収集	自己搬入	計		
	普通ごみ	粗大ごみ	系ごみ	カ ソ	ビン・ペット	小 家	型 電	乾電池	螢光管	食用油	発 泡 スチロール	ア リ カ ライ 製 容 器 包 装 の キャ ッ プ	パ ッ ツ ボ ル キ ャ ッ プ	家庭系ごみ	都市美化ごみ	学校ごみ(普通ごみ・生ごみ)	事業系ごみ
平成29	77,877	1,582	1,476	4,697	21	108	63	22	10	20	18	85,894	630	313	41,282	6,886	135,005
平成30	77,010	1,655	1,451	4,729	26	105	61	22	11	20	21	85,111	712	190	41,281	7,230	134,524
令和元	76,532	1,726	1,435	4,738	30	104	60	16	11	20	21	84,693	517	237	40,476	7,643	133,566
令和2	76,873	1,892	ビン・カン 3,714	ペット 2,657	27	107	56	17	11	22	24	85,400	476	55	35,693	8,612	130,236
令和3	75,788	1,937	3,719	2,475	24	110	50	16	14	55	7	84,195	496	368	36,803	7,867	129,729

※中央卸売市場協会のごみ(市収集分)を含む。

都市美化ごみ、事業系ごみ、自己搬入には、それぞれ普通ごみ、粗大ごみ、資源化ごみ等を含む。

令和2年度よりビン・ペットの混載からビン・カンの混載へ収集変更。

学校ゴミは令和2年7月13日から令和3年3月1日まで焼却処理。

(3) 許可業者の指導、監督

事業活動にともなって、多量の一般廃棄物を排出する事業所などを対象に、昭和46年10月から許可業者による収集を実施し収集業務の能率化を図っており、その指導監督には万全を期している。

(令和4年4月1日現在)

業者数	収集件数	従業員	車両台数	年間収集量(t)
6	5,120	128	95	36,803

(4) 処理・処分施設の現状

ごみ焼却施設として、現在東部クリーンセンター、掛洞プラントの2施設を備えている。

このほか、ビン、ペットボトル及びカンを再資源化処理するためにリサイクルセンターを、粗大ごみを破碎処理するために東部クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を、焼却残さを埋立処分するために大杉一般廃棄物最終処分場をそれぞれ整備し、廃棄物の適正処理を遂行している。

焼却処理実績 (令和3年度)

	焼却量(t)
東部クリーンセンター	103,772
掛洞プラント	19,059
合計	122,831

現有処理処分施設名 (令和4年度)

区分	名称	処理能力	仕様	稼働開始年月
中間処理	東部クリーンセンター	450t/日	旋回流型流動床焼却炉	平成10年4月
		30t/5h	2軸せん断型破碎機及び回転型破碎機	令和3年3月
選別	掛洞プラント	150t/日	全連続燃焼式ストーカ炉	昭和54年4月 (平成11年3月改修)
	リサイクルセンター	ビン 16.8t/5h カン 6.5t/5h ペット 10.3t/5h プラ 12.5t/5h	ペット・プラ容器圧縮方式+カレット手選別 スチール缶・アルミ缶自動選別圧縮方式	令和4年4月

区分	名称	埋立容量	仕様	稼働開始年月
最終処分	埋立	270,000m ³	アルカリ凝集沈殿処理 砂ろ過処理	平成24年1月
		処理能力		
		180m ³ /日		

(5) 東部クリーンセンター

老朽化した老洞焼却場の代替施設として平成6年度から建設を進め、平成10年3月に完成、同年4月から稼働した。余熱を利用した最高出力7,000kWの発電設備を有し、場内使用後の余剰電力を売電している。

また、粗大ごみ処理施設並びにごみ問題を考える学習の場として、芥見リサイクルプラザを設置し、総合整備を図った。(平成27年10月の火災事故により、粗大ごみ処理施設棟は焼失したが、令和3年3月に新施設が稼働開始)

さらに、平成24年度から平成27年度にかけて焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

所在地 芥見6丁目368番地
敷地面積 60,344m²
(駐車場、調整池含む)

ア ごみ焼却施設

事業費 23,657,257千円
延床面積 焼却棟 14,249.16m²
計量棟 136.08m²

イ 粗大ごみ処理施設

事業費 3,571,090千円
延床面積 3,975.82m²

ウ 管理棟・芥見リサイクルプラザ

事業費 613,674千円
延床面積 2,146.68m²

(ア) 芥見リサイクルプラザ

1階 展示ギャラリー、リサイクル工芸室、ふれあいサロン

2階 研修室、会議室、ものしりコーナー

※粗大ごみ処理施設の復旧、解体、跡地整備工事に伴い、平成30年4月より休館している。そのため、事業の一部を大杉一般廃棄物最終処分場の「環境学習棟」で実施している。

(6) 掛洞プラント

昭和54年3月に完成し、同年4月から稼働している掛洞プラントは、公害防止はもとより余熱利用を行うなど、広く環境保全に留意した設計がされている。当初日量300tのごみを処理する施設だったが、東部クリーンセンターの完成に伴い、平成10年4月より日量150tの一炉運転とした。さら

に、ダイオキシン発生抑制の改良工事を行い、また、平成25年度から平成26年度にかけて施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

また、平成14年12月から平成21年11月まで山県市のごみを受託処理した。

所在地 奥字掛洞375番地ほか
事業費 2,103,139千円
敷地面積 8,632.00m² (借地)
建物延面積 6,352.68m²

(7) 岐阜羽島衛生センターごみ処理施設

岐阜市及び羽島郡4町で構成する一部事務組合により昭和40年2月から、ごみ処理施設を稼働していたが、施設の老朽化に伴い、平成4年度から平成6年度にかけて改築工事を実施し、平成7年4月から新たな施設にてごみ処理を開始した。

その後、平成27年度末をもって現施設の稼働を停止し、平成30年度には、解体撤去工事に着手し、令和3年6月に完了した。

現在、羽島市内において、令和9年度の稼働開始を目指し、次期ごみ処理施設の建設事業を進めている。

なお、平成14年度から羽島市が組合に加入し、平成22年度末には各務原市(旧川島町区域)が脱退したことにより、平成23年度以降は、岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町で一部事務組合を構成している。

(8) リサイクルセンター

旧リサイクルセンターは、平成9年にビン・カン・ペットボトルの再資源化処理の一端を担うことを目的として建造された施設だったが、容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、平成27年にプラスチック製容器包装を分別収集する方針を決定を受け、プラスチック製容器包装を含めた再資源処理の一端を担う施設として、令和4年3月に新リサイクルセンターが建造された。

所在地 木田5丁目62番地2
事業費 3,822,898千円
敷地面積 11,992.09m²
建物延面積 5,880.21m²

(9) 大杉一般廃棄物最終処分場

平成23年3月に完成し、平成24年1月から埋立を開始した大杉一般廃棄物最終処分場は、東部クリーンセンター及び掛洞プラントからの焼却残さの埋め立てをしており、令和3年度は13,905tを最終処分した。

所在地	大字山県岩字大杉奥洞1045番地
事業費	3,073,383千円
造成面積	75,000m ²
埋立面積	33,000m ²
埋立容量	270,000m ³

(10) プラザ掛洞

平成7年10月31日に掛洞プラントのごみ焼却余熱（蒸気）を利用して本市初の地球環境に優しい施設として開設し、市民の健康増進を図っている。

なお、平成18年度から指定管理制度を導入し、施設を管理している。また、平成21年度からは利用料金制度を導入している。

所在地	奥1丁目104番地
事業費	1,364,752千円
敷地面積	1,815m ²
建物延面積	2,099.99m ²
施設内容	1F 温水プール、浴場 2F 会議室、事務室、和室休憩所
指定管理者	株式会社 技研サービス (令和4年4月1日現在)

(11) リフレ芥見

平成19年3月、男女を問わず、幅広い年齢層が気軽にスポーツを楽しめるように、「心と体の健康増進」をテーマとして開設した。

なお、平成21年度から指定管理制度及び利用料金制度を導入し、施設を管理している。

所在地	芥見6丁目283番地2
事業費	1,105,464千円
敷地面積	12,879m ²
建物延面積	2,693.46m ²
施設内容	・歩行浴プール棟(歩行浴プール、サウナ、トレーニングルーム、多目的ルーム、リラクゼーションルーム、談話室) ・多目的ドーム(テニス、ゲートボール、フットサル用) ・足湯 ・芝生広場(滑り台、スプリング遊具)
指定管理者	株式会社 三和サービス (令和4年4月1日現在)

(12) 一般廃棄物処理施設の監視

一般のごみやし尿を処理している一般廃棄物処理施設について、環境衛生上問題のないよう立入検査を実施し、監視業務を行っている。

2 し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 概要

本市では、生活排水処理基本計画に基づき、区域内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集及び処理を実施し、生活排水の適正な処理に努めている。

し尿は直営と委託により収集し、岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

また、浄化槽汚泥は許可業者が収集し、寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

(2) し尿収集戸数及び人員

(令和4年4月1日現在)

区分	定額制		従量制
	戸数	人員	対象数
直営	353	582	278
委託(岐阜地域)	1,202	2,028	529
委託(柳津地域)	38	87	90
合計	1,593	2,697	897

(3) し尿処理手数料

(令和4年4月1日現在)

定額制	世帯員1人1回につき	320	平12.4.1改正
従量制	18lにつき	160	平12.4.1改正
臨時収集加算金	1回につき	1,250	令元.10.1改正

(単位：円)

(4) 公衆便所清掃

(令和4年4月1日現在)

区分	所管施設数	清掃施設数			
		環境二課		公園整備課	
		直営清掃	委託清掃	直営清掃	委託清掃
環境二課	17	10	7	—	—
公園整備課	309	2	17	—	291
計	326	12	24	—	291

※柏森公園で委託の重複有り

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設

ア 寺田プラント

昭和48年3月完成以降、市内のし尿と一部

の浄化槽汚泥を処理していたが、平成17年3月に浄化槽汚泥専門処理施設として改造し、市内の浄化槽汚泥の大部分を処理することとなった。

また、平成27年10月には浄化槽汚泥の処理能力の強化（120kℓ／日から160kℓ／日）や運転システムの効率化を目的とした改造を行っている。

所 在 地	寺田1丁目11
完成年月日	昭和48年3月31日
事 業 費	874,374千円
敷 地 面 積	13,155.85m ²
処理 方 式	固液分離処理方式
処理 能 力	160kℓ／日
	(浄化槽汚泥処理)

イ 岐阜羽島衛生センターし尿処理施設

岐阜市及び羽島郡4町からなる一部事務組合により、昭和38年11月からし尿処理施設を稼働しており、昭和56年の改築以降は現施設にてし尿処理を行っている。

平成23年3月に各務原市（旧川島町）が組合を脱退したのに伴い、現在は岐阜市、岐南町、笠松町のし尿処理及び浄化槽汚泥処理（岐阜市にあっては、一部の区域を除く）を行っている。

所 在 地	境川5丁目147番地
完成年月日	昭和56年3月31日
事 業 費	1,025,794千円
敷 地 面 積	5,612.30m ²
処理 方 式	改造型脱窒素処理方式
処理 能 力	100kℓ／日
	(し尿・浄化槽汚泥処理)

し尿処理実績（令和3年度）

	し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)	備 考
寺田プラント	—	41,145.9	
岐阜羽島衛生センターし尿処理施設	3,975.3 (4,728.9)	3,225.2 (10,752.1)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)
合 計	3,975.3 (4,728.9)	44,371.1 (51,898.0)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)

3 産業廃棄物

（1）指導等状況

事業活動により発生する産業廃棄物は、排出者自らが処理することが廃棄物処理法で義務付けられており、自ら処理することができない場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理しなければならない。

本市では、産業廃棄物の処理基準及び保管基準が遵守されるよう、排出者の事業所に対する立入検査、

収去検査を行い、適正な委託契約締結及び適正なマニフェスト管理等を指導している。

また、産業廃棄物処理業者に対して許可を与える際に、業者に対する資格審査、業者が使用する処理施設の構造基準及び維持管理基準に関する審査並びにその後の適正処理を担保するために許可業者の有する処理施設に対する立入検査を行い、適正な収集運搬及び処分に関する指導、勧告並びに命令等を行っている。

平成18年1月からは「産業廃棄物情報管理システム」を導入し、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導履歴及び処理実績等を統合的に管理し、情報の共有や行政指導に活用している。

さらに、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びP C B特別措置法に基づき、啓発、指導及び監督を行っている。

（2）市北部における不法投棄事案

平成16年3月に、市北部の産業廃棄物処理業者の事業場において、大規模な不法投棄事案が発覚した。事案発覚後の平成16年度に現場及び周辺部で実施した緊急調査及び詳細調査の結果、不法投棄された廃棄物は約75.3万m³と推定されたが、有害産業廃棄物を含めて、建設系廃棄物以外のものは確認されなかった。また、モニタリング調査の結果からは、現場及び周辺部において深刻な環境汚染を疑うようなデータは確認されなかった。

一方、対策については、不法投棄行為者に対して、措置命令を発出し、排出事業者には撤去協力を要請し自主撤去を進めた。

その後、平成18年度の追加調査により現場廃棄物層内部での燃焼及び高濃度のダイオキシン類が確認されたため、技術専門会議を設置し、「生活環境保全上の支障等」を特定し、「処理対策」を検討した。

技術専門会議の提言を受け、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、廃棄物層内部の燃焼を消し、生成された高濃度のダイオキシン類を除去するための「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」を策定し、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得て、同日、行政代執行による支障除去等事業に着手した。

平成25年3月に支障除去等事業が完了し、技術評価検討委員会からは「生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれた」との評価報告を受けた。

支障除去等事業完了後、現場を廃棄物処理法に基づく「指定区域」に指定するとともにモニタリング調査を継続実施してきたが、安定した状態が継続し

ていたことから、平成29年度をもって現場内のモニタリング調査を終了した。平成30年度には仮設構造物を撤去し、現場内におけるすべての対策事業を完了した。

令和3年度も、周辺環境モニタリング調査を実施した。今後も、当面の間当調査とともに、現場の監視を継続する。

産業廃棄物処理業許可件数

(令和3年度)

区分	収集運搬業			処分業				合計
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分	計	
産業廃棄物処理業 許可件数	新規	1	0	1	0	0	0	1
	更新	4	0	4	8	0	0	8
	変更	0	0	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処理業 許可件数	新規	1	0	1	0	0	0	1
	更新	1	0	1	0	0	0	1
	変更	0	0	0	0	0	0	0
合計	新規	2	0	2	0	0	0	2
	更新	5	0	5	8	0	0	8
	変更	0	0	0	0	0	0	0
	計	7	0	7	8	0	0	8

産業廃棄物処理業の許可状況

(令和4年3月31日現在)

区分	収集運搬業			処分業				合計
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分	計	
産業廃棄物処理業	20	1	21	29	0	0	29	50
特別管理産業廃棄物処理業	4	1	5	3	0	0	3	8
合計	24	2	26	32	0	0	32	58

4 環境保全

(1) 概要

平成14年9月に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指す「環境都市宣言」を行うとともに、平成18年9月には環境の保全及び創出に向け基本理念を定めた「岐阜市環境基本条例」を制定するなど、制度整備や体制づくりに努めてきた。

現在は、本条例に基づく「岐阜市環境基本計画」を5年ごとに策定し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、循環型社会の推進に対し、市民、環境保全団体、事業者と協働により総合的かつ計画的に施策を展開している。

(2) 各種業務

ア 地球温暖化

地球温暖化対策推進法では、市町村区域の実情に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を策定し実施することが定められている。これまでの取り組みや取り巻く状況の変化を踏まえ、全市的な取り組みを更に進めるため、岐阜市の総合的な温暖化対策の方針である「岐阜

市地球温暖化対策実施計画（区域施策編）」を平成29年3月に改定した。

また、市が率先して自らの事業に係る環境負荷を低減するための取り組みとして、平成9年4月に「環境アクションプランぎふ」を策定し、全庁的にコピー用紙や電気、ガスの使用削減に努めてきた。平成13年には、地球温暖化対策推進法に基づく、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減を柱とする計画に位置付けるための改定を行った。

平成29年3月には、同プランを再改定し、施設の低炭素化やエネルギー利用の効率化等の取り組みを追加するとともに、その手引書となる「スマートエネルギー岐阜推進プラン」の策定を行った。

家庭、運輸部門における温室効果ガス削減を図るため、地球温暖化対策推進支援事業では、ゼロエネルギー住宅（ZEH）の購入や住宅省エネ改修、次世代自動車充給電設備（V2H）、家庭用燃料電池及び家庭用リチウムイオン蓄電池の設置に関する補助を行うなど、地球温暖化対策に資する市民等の取り組みを支援している。

地球温暖化対策推進支援事業補助金交付実績(件)

年 度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
燃料電池	123	86	72	45	15
地中熱	1	2	1	-	-
Z E H	37	54	39	49	51
住宅省エネ改修	0	1	0	0	0
V 2 H	2	0	2	5	8
川内川河川水浴場	-	-	-	38	78

イ 大 気

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例により工場、事業場からのばい煙、粉じんの排出が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

環境基準が設定されている大気汚染物質については、一般環境大気測定局3局と自動車排出ガス測定局1局で、常時自動測定を行っており、環境基準を概ね達成している。特に光化学スモッグの指標である光化学オキシダントについては、発生しやすい5月から9月の間を重点監視期間として、健康被害の防止に努めている。また、ダイオキシン類を含む有害大気汚染物質については、平成9年度から測定を行っている。

健康被害が懸念されるPM2.5(微小粒子状物質)については、市内3箇所に測定機器を設置し、測定を行っている。また、環境省から示された「注意喚起のための暫定的な指針」により、岐阜県における運用方針に沿って本市でも運用方針を策定し、健康被害の防止に努めている。

また、建築物の解体等に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止を図るために、届出対象となる特定工事において、届出時の事前指導、作業現場への立ち入り調査及び除去作業中における濃度測定を実施することにより、生活環境へ飛散する石綿の防止対策を行っている。

ウ 騒 音

騒音規制法及び岐阜県公害防止条例により、工場、事業場騒音、建設作業騒音等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

航空機騒音については環境基準の達成状況を把握するために4地点で実態調査を行っている。

自動車騒音については主要道路15地点で実態調査を行っている。さらに環境基本法に規定する「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するため、41路線で実態調査を行っている。

エ 振 動

振動規制法により、工場、事業場振動、建設作業振動等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

道路交通振動については、自動車騒音と同じ15地点で実態調査を行っている。

オ 悪 臭

悪臭防止法に基づき、工場、事業場から発生する悪臭の実態調査を実施し、指導等を行っている。

悪臭は、臭覚の個人差及び悪臭物質のもとになる有機化合物の数が極めて多いこと等から、他の公害に比べ防止が困難である。

カ 水 質

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、市内19河川24地点における定期的な水質調査及び規制対象工場、事業場への立入検査を実施している。河川の水質調査においては、大腸菌群数を除き、概ね環境基準を達成しており、工場、事業場の排水に起因する水質汚濁は改善されている。

また、長良川水浴場は、環境省により平成13年3月に「日本の水浴場88選」に選定された全国で唯一の河川水浴場である。

キ 地下水、土壌

水質汚濁防止法に基づき、市内を23メッシュに区分し、調査地点をメッシュ内で毎年変更しながら地下水調査を実施している。その結果、調査した地点においてはすべての測定項目について環境基準を達成している。

また、既存の地下水汚染地区について地下水モニタリング調査を継続し、汚染状況の把握に努めている。

平成15年2月に土壤汚染対策法、同年4月に岐阜市地下水保全条例が施行され、これに基づき地下水汚染の未然防止及び地下水汚染対策の指導等を行っている。

また、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染対策の実施について、土地所有者等に指導等を行っている。

ク 公害の未然防止

工場、事業場の新增設に際しては、開発協議や建築確認申請時に事前審査、指導を実施するほか、特定工場における公害防止管理者の選任指導など公害の未然防止に努めている。

ケ 公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談の側面と行政に対して不満を表明するという側面をあわせ持つもので、種々の問題を抱合している。

公害苦情件数

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
大気	57	69	55	51	47
水質	59	78	64	55	52
騒音	54	63	67	76	64
振動	9	9	11	13	6
悪臭	19	35	21	43	36
その他	3	3	2	2	5
合計	201	257	220	240	210

※水質には河川事故等も含む。

コ 自 然

平成16年に「岐阜市自然環境の保全に関する条例」及び「同条例施行規則」を施行し、平成19年には「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定した。

また、平成21年度から平成25年度にかけて、自然環境基礎調査を実施し、平成26年度には絶滅が危惧される動植物及び市内に生息・生育している外来種についてまとめた「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」を作成し、平成27年度に公表した。さらに、令和元年度から3年度にかけて、「岐阜市の自然情報調査」を実施し、約8,000種の動植物の生息・生育を確認した。

平成27年度には、生物多様性の保全と持続的な利活用のための基本計画である「岐阜市生物多様性プラン」を策定し、平成29年度より、同プランの「アクションプラン」を実施している。

また、地域が主体となった保全活動が重要なため、市民団体の活動の支援を実施している。さらに、「こどもエコクラブ」の活動をはじめ、子ども達への環境学習の支援を実施している。

(3) 各種公害法の規制対象工場・事業場数

(令和4年3月31日現在)

種 别		規 制 对 象 数
法 律	大気汚染防止法	294
	ダイオキシン類対策特別措置法	19
	水質汚濁防止法	103
	騒音規制法	587
	振動規制法	359
県 条 例	大気汚染	26 粉じん発生作業を除く
	水質汚濁	5
	騒音	697 事業場内特定作業を除く
合 計		1,194 (重複を除いた合計)

(4) 淨化槽

ア 概 要

長年、浄化槽の設置基数は増加の一途であったが、下水道地区の拡大により下水道への切り替えが進み、浄化槽設置基数は減少している。市内では20,538基(令和4年3月31日現在)設置されている。浄化槽の管理が不十分な場合は悪臭等の原因となり、衛生上も問題があるため、浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務を定めている。管理者に対しては、広報紙等による啓発や立入指導を行い、維持管理の徹底に努めている。また、浄化槽関連業者には、資質向上のために講習を行っている。

また、生活排水対策の一環として、昭和62年6月から合併処理浄化槽設置の補助制度を設けており、平成10年4月からは「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」が施行され、新設される浄化槽は全て合併処理浄化槽を設置することとなった。平成13年4月には、浄化槽法の改正により、浄化槽とは、合併処理浄化槽のみを示し、単独処理浄化槽はみなし浄化槽と表現することとなった。また、浄化槽設置補助基数について、令和3年度は45基であった。

イ 浄化槽設置補助実績 (令和3年度)

	基数	金額(円)
淨化槽設置補助	45	18,918,000
みなし浄化槽撤去費補助	11	990,000
生活排水導入管設置補助(前単独)	13	3,900,000
生活排水導入管設置補助(前くみとり)	4	400,000

ウ 関係業者の状況 (令和4年3月31日現在)

清掃業者	許可	3社
保守点検業者	登録	45社

エ 立入指導件数 (令和3年度)

	件数
法定検査不適浄化槽指導	192
苦情処理	14
大型浄化槽立入	24

5 循環型社会の推進

(1) 概 要

ライフスタイルを見直して発生抑制からのごみ減量を進め、限りある資源を大切に使い、環境への負担を少なくする循環型社会への取り組みが求められている。

(2) 各種業務

ア 資源分別回収事業

地域独自に行われていた資源の集団回収を支援するため、昭和58年4月から「資源分別回収事業」として再編し、市内全域で開始した。市は、実施団体の窓口である自治会連合会に対し、標示板等の物品支援のほか、回収重量に応じて奨励金

を交付している。

また、平成25年度からは、分別されず多くがごみとして焼却処理されていた「雑がみ」の回収に注力しており、令和3年度は、498tを回収した。令和4年3月末をもって生きビン類・雑ビン類の回収を廃止した。

資源分別回収実績

年度	実施回数	回 収 品 目					
		紙類	古着	カン・フライパン類	生きビン類	雑ビン類	回収量計(kg)
平成29	930	6,546,796	418,870	128,440	24,033	89,126	7,207,265
平成30	955	6,048,752	384,930	126,310	22,634	82,624	6,665,250
令和元	956	5,498,326	348,030	124,075	20,922	77,510	6,068,863
令和2	928	4,585,129	488,230	118,420	20,270	76,590	5,288,639
令和3	940	4,354,303	331,100	107,790	18,178	72,072	4,883,443

イ 生ごみ減量対策

(ア) 生ごみ有機肥料化促進補助制度

家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、平成5年度から、「ボカシ」を使用する団体に対し、ボカシ100gにつき20円、平成11年度からボカシ処理容器1個につき購入価格の2分の1(上限900円)を助成していたが、近年、他の生ごみ減量方法に取り組む市民が増えたことから、令和3年度をもって本事業は終了した。

補 助 実 繢

年 度	ボカシ購入実績(g)	処理容器購入実績(個)	補助金額(円)
平成29	1,141,500	30	243,300
平成30	823,500	16	175,500
令和元	779,500	3	158,100
令和2	502,500	15	109,671
令和3	16,000	0	3,200

(イ) ダンボールコンポスト講座

平成22年度から安価で手軽に生ごみ減量に取り組めるダンボールコンポストの講座を、定期的に開催している。

令和2年7月からは、ダンボールコンポストの実践方法を学ぶことができる動画の配信を開始し、動画視聴による受講にも対応している。

また、平成29年7月からダンボールコンポストの消耗品の購入費用の一部を補助している。

実施状況

年 度	ダンボールコンポスト		
	導入講座	動画視聴による受講	アフター講座
平成29	47回 909名 ※うち1回(41名) は学校で実施		15回 165名 ※うち1回(41名) は学校で実施
平成30	78回 880名 ※うち1回(43名) は学校で実施		12回 90名 ※うち1回(43名) は学校で実施
令和元	48回 462名 ※うち1回(44名) は学校で実施		9回 91名 ※うち1回(44名) は学校で実施
令和2	38回 379名	201名	7回 58名
令和3	33回 431名	216名	3回 85名

ウ 事業系一般廃棄物減量対策

(ア) 事業所立入指導

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定(平成11年7月)し、「廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、要綱に基づいた減量指導を行っている。

平成27年度から延べ床面積500m²を超える事務所または小売店舗でありかつ多量排出事業者が占用する建築物にも実施している。

推進状況

年 度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
計画書提出事業所数	382	394	418	421	428
資源化率(%)	49.9	50.9	50.1	49.6	未集計
立入事業所数	143	136	127	101	96

(イ) エコ・アクションパートナー事業

容器包装廃棄物等の発生抑制や再生品の使用推進を図るため、市内のスーパー・マーケット・百貨店・その他小売業者から、

- ①レジ袋削減・簡易包装等の推進
 - ②エコ商品・詰め替え商品の取扱いの推進
 - ③事業者による容器包装等の自己回収の推進
 - ④その他事業者が独自で行うエコ活動
- のうち、2つ以上の取り組みを実践する事業者を募集し「エコ・アクションパートナー協定店」として、協定を締結している。令和3年度には、47店舗と協定を締結している。

また、レジ袋の削減を事業者・市民・行政の3者で協働して推進するため、事業者協定を締結し、平成20年9月1日から市内のスーパー等で有料化を開始した。レジ袋の有料化は、容器包装リサイクル法に基づく省令の改正により令和2年7月1日から全国一律で実施されている。

(ウ) 食ベキリ協力店・協力企業事業

市内の事業所から排出される生ごみの減量につながる食品ロスの削減を進めるため、料理の食べ残しの削減や、食料品の売り切り等に取り組む市内の飲食店・食品小売店等の事業所を募集し、「食ベキリ協力店・協力企業」として登録している。この取り組みを紹介することで、消費者の「食べキリ」など、食品ロス削減意識の高揚を図っている。平成29年2月15日より登録の募集を開始し、令和3年度には110事業所が登録されている。

工 啓発事業

(ア) 環境推進員制度

地域における、ごみ減量や資源化活動の推進など行政と地域住民とのパイプ役として「環境推進員」を選任している。令和3年度は、182名。

(イ) 都市美化運動

「岐阜市まちを美しくする条例」(平成11年7月施行)により5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定めている。毎年、地域の都市美化推進連絡協議会が中心となり、「ごみゼロ運動」や「クリーンシティぎふの日」運動として清掃活動が実施されている。

(ウ) 路上喫煙禁止啓発事業

たばこのポイ捨てを防止し、環境美化を推進するため、平成20年10月1日から路上喫煙禁止区域を指定、平成21年1月から違反者に過料を科している。

指定施行日	区 域
平成20年10月1日	JR岐阜駅周辺から市役所（旧本・南庁舎）周辺の長良橋通、玉宮通、柳ヶ瀬
平成23年9月1日	金華山の10の登山道と隣接する岐阜公園の一部及び川原町界隈
平成27年8月1日	みんなの森ぎふメディアコスモス周辺地区
平成31年3月1日	J R岐阜駅東区域
令和3年5月6日 (指定の解除)	市役所新庁舎及びみんなの森ぎふメディアコスモス敷地内